

浜松市ごみ集積所用地の譲与に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜松市財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例（昭和39年条例第27号。）第3条第1号を適用して、浜松市（以下「市」という。）が所有するごみ集積所用地を譲与する場合に、浜松市公有財産管理規則（昭和39年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(譲与対象となるごみ集積所)

第2条 譲与の対象となるごみ集積所用地は、次の各号に掲げる基準のいずれも満たすものとする。

- (1) ごみ集積所が位置する区域の自治会（以下「地元自治会」という。）に、ごみ集積所用地として譲与するとき。
- (2) ごみ集積所用地の境界確定測量がされており、境界線上の必要な箇所に境界標が埋設されていること。ただし、地元自治会の費用負担により、境界確定測量及び境界標の埋設を行う場合はこの限りではない。

(譲与対象者)

第3条 譲与の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 法人格を有する地元自治会であること。
- (2) 納期限が到来している浜松市税に未納がない者であること（申込人の同意に基づき市が浜松市税の納付又は納入状況を照会した結果、納期限が到来している浜松市税に未納があることが判明した場合において、市が指定する期日までに当該未納を解消した者を含む）。

(譲与の決定)

第4条 ごみ集積所用地の譲与を受けようとする地元自治会から、規則第35条に基づき、財産譲受申込書（規則第11号様式）の提出があった場合において、市長が譲与を適当であると認めるときは、申込者に対し譲与決定の通知をするものとする。

2 前項の財産譲受申込書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 認可地縁団体の告示事項に関する証明書または法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）
- (2) 市税の納付又は納入状況照会に関する同意書（第1号様式）
- (3) その他市長が必要と認めるもの

3 市は、第1項の決定に当たり、申込者について浜松市税の未納がないかを調査することができる。

(譲与契約の締結等)

第5条 譲与決定の通知を受けた地元自治会は、市長が別に定める譲与契約書により譲与契約を締結するものとする。

2 市は、譲与契約の締結後、地元自治会からの請求により、譲与物件の所有権移転登記手続を行う。

(用途の指定)

第6条 地元自治会は、譲与を受けたごみ集積所用地を、譲与契約の翌日から起算して10年間は指定された用途に供するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(公租公課等)

第7条 譲与後の土地の所有権移転登記に要する登録免許税及び所有権移転後の原因により生じた公租公課は、地元自治会の負担とする。

附 則

この要領は、令和3年3月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年5月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

市税の納付又は納入状況照会に関する同意書

年 月 日

（あて先）浜松市長

財産譲受申込人

住所又は所在地

氏名又は名称

（署名又は記名押印をしてください。）

下記の申し込みに伴い、浜松市ごみ集積所用地の譲与に関する事務処理要領第4条第3項の規定により、市において、申込人の浜松市税の納付又は納入状況について照会することに同意します。

記

申込：市有財産譲受申込（ごみ集積所用地）